こ障第 317 号
令和７年 11 月７日

指定障がい児通所支援事業所
指定障がい児入所施設　　管理者様
指定障がい児相談支援事業所

福岡市こども未来局障がい児事業所指導課長

指定障がい児通所支援事業所等における事故発生時の報告について（通知）

平素から、本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

指定障がい児通所支援事業所等において、サービスの提供時に事故が発生した場合は、福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）等に基づき、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うことが義務づけられているところですが、この度、事故報告要領を改定しましたので通知いたします。

つきましては、今後、事故が発生した際は、当該要領に基づき報告していただきますようお願い申し上げます。

なお、令和６年 11 月 29 日付こ発第 667 号「指定障がい児通所支援事業所等における事故発生時の報告について（通知）」は廃止いたします。

福岡市こども未来局 子育て支援部
障がい児事業所指導課 指定・指導係
〒810-8620　福岡市中央区天神１丁目８番１号
℡：092－711－4987　　Fax：092－733－5718
Mail：syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp